○東北地方整備局告示第百八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月三十日　東北地方整備局長　小池　剛

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	湯沢市字赤土一番一四から同市杉沢新所字砂田一五二番一まで	東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年八月三十日

○関東地方整備局告示第三百七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月三十日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市稲荷木一丁目五〇六番二四地先から同市稲荷木一丁目三九六番四地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年八月三十日

○北陸地方整備局告示第七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月三十日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高岡市柴野内島字早稲田八四五番二から同市柴野内島字下野一〇二六番五まで	前	一七・二〇～四五・八〇メートル	〇・一三〇キロメートル
	後	一六・四〇～四五・八〇メートル	〇・一三〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月三十日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	高岡市柴野内島字金割八七〇番二から同市柴野内島字下野一〇二六番五まで	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年八月三十日

○北陸地方整備局告示第七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月三十日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	糸魚川市大字中浜字城山一四六六番二から同市大字間脇字城山二三四七番子の二まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年八月三十日

○近畿地方整備局告示第百九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月三十日　近畿地方整備局長　池内　幸司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	神戸市西区伊川谷町上脇字水呑谷九八三番五から同市西区伊川谷町上脇字水呑谷九八三番二八まで	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年八月三十日

○近畿地方整備局告示第百九十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年八月三十日　近畿地方整備局長　池内　幸司

一　登録番号

近畿地方整備局長　16

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社近畿建築確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	西畑　淳、樋口　精宏
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十五年三月三十一日

○北海道開発局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月三十日　北海道開発局長　澤田　和宏

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百九十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道釧路郡釧路町中央五丁目三番から同町字別保原野南二二線四七番八まで	前	三二・八〇～三九・五〇メートル	〇・二〇三キロメートル
	後	三二・一四～四〇・〇四メートル	〇・二〇三キロメートル
北海道釧路郡釧路町字別保原野南二二線四七番三二から同町字別保原野南二二線四七番五六まで	前	二二・一九～二五・一一メートル	〇・〇四八キロメートル
	後	二二・一九～二五・一一メートル	〇・〇四八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部